

軽自動車・自動車税

納期限は
5月31日(金)

軽自動車・自動車税は4月1日の登録名義人にその年度分が課税されます。納期限を過ぎると、延滞金もあわせて納めることになるので、早めに近くの金融機関などで納めてください。

軽自動車税は、市指定の金融機関で納付してください。自動車税は、納期限内であればスマホ決済アプリやコンビニエンスストアで納付ができます。

■障がい者への減免制度

4月1日現在で次に該当する車、車両を所有している人は、税が減免になる場合があります。対象になると思われる人は確認をして、減免申請をしてください。

減免対象となる車、車両

- ▶ 身体障がい者本人の所有で、通院・通学や生業のために本人や家族、介護する人が運転する車
- ▶ 18歳未満の身体・精神に障がいがある人、戦傷病者で、国民年金法に定める1級の障がいと同程度の状態にある人の家族が所有する車
- ▶ 身体に障がいがある人が利用するための特殊な構造の車

減免基準判定

軽自動車税は「総合での等級」により減免基準の判定を行います。「個別での等級」では減免とならない人も「総合での等級」により減免となる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。



減免申請

毎年手続きが必要です。

【申請】

▶ 自動車税：5月24日(金)までに県南予地方局 税務課へ

▶ 軽自動車税：5月24日(金)までに市役所 税務課へ

【持参物】印かん、運転免許証、車検証、納税通知書、身体障害者手帳(戦傷病者手帳)または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、個人番号(マイナンバー)が確認できる書類

※生計を同じくする人が運転する場合は、福祉事務所長が発行する証明書、健康保険証、通学・通院証明書などが必要となります。

【注意事項】減免申請をする人は、申請書提出の際に、個人番号(マイナンバー)の確認と運転免許証などにより身元確認が必要です。

■月割減免制度(自動車税)

年度途中で新たに減免要件に該当することになった場合、自動車税の月割減免ができます。減免要件に該当することになった年度の2月末までに申請をすると、申請した翌月から年税額の月割相当額を減免します。

■クレジットカード納付(自動車税)

インターネットを利用して、クレジットカードでも自動車税を納付することができます。詳しくは、お問い合わせください。

※月割減免制度、クレジットカード納付は、軽自動車税は対象になりません。

【問合先】(自動車税)県南予地方局税務課 ☎22-5211内線228、(軽自動車税)税務課諸税係 ☎24-1111内線2528・2523

G. W. 中の行政サービス

○：平常通り、－：休み



種 別	概 要	4 月					5 月						
		26 (金)	27 (土)	28 (日)	29 (月)	30 (火)	1 (水)	2 (木)	3 (金)	4 (土)	5 (日)	6 (月)	7 (火)
ごみの 収集	平成31年度 ごみ出しカ レンダー通 り収集	○	○	-	○	○	○	○	○	○	-	○	○
資源物 の回収	振替回収に より対応	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
広域環 境セン ターへ のごみ の搬入	家庭ごみ	○	○	-	○	○	○	○	○	○	-	○	○
	持ち込みご み、許可業 者ごみ、災 害ごみ	○	○	-	-	○	-	-	-	○	-	-	○

■資源物回収日の振替

【古紙、飲料用空き缶、乾電池】

- ▶ 5月16日(木):朝日町4丁目、大浦1区・2区、石応、中央町1丁目(東)、広小路、別当公務員住宅、元結掛1丁目
- ▶ 5月20日(月):伊吹町北通1区(第2)、北宇和島町(伊吹式番館)、和霊東町1丁目・3丁目
- ▶ 5月22日(水):朝日町1丁目・3丁目、寿町1丁目・2丁目、弁天町1・3丁目、本町追手2丁目(本町)、丸之内3丁目、明倫町4丁目・5丁目
- ▶ 5月27日(月):泉町2丁目、伊吹町北通2区、祝森上(柿の木(上・下)・祝の川)

【古紙、乾電池】

- ▶ 5月16日(木):伊吹町西通1区、京町、御殿町
- ▶ 5月20日(月):和霊元町3丁目
- ▶ 5月27日(月):天神町(東)(南)、錦町、下波校区

【問合先】生活環境課環境政策係 ☎49-7014

種 別	概 要	4 月					5 月						
		26(金)	27(土)	28(日)	29(月)	30(火)	1(水)	2(木)	3(金)	4(土)	5(日)	6(月)	7(火)
市の窓 口業務 など	市役所	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
	市民サービスセンターでの各 種証明書の交付	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○
	コンビニ交付サービス(住民票 の写し、印鑑登録証明書のみ)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
消費生 活相談	消費者ホットライン(☎188) で相談受付	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保 育 サービ ス	認定こども園・保育所・放課 後児童クラブ	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
	休日保育・一時預かり(前日 までに申込が必要)	-	-	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-
	ファミリー・サポート・センター (事前予約・打ち合わせが必要)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	病児保育(トロイメライ)	-	○	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-
病 院・ 診療所	救急医療(休日当番医が対応)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	国民健康保険診療所	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
文 化・ 観 光・ 生涯学 習施設 など	南予文化会館	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	-	○
	コスモスホール三間	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	-
	宇和島城天守、吉田ふれあい 国安の郷	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	伊達博物館、畦地梅太郎記念 美術館、歴史資料館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
	パフィオうわじま	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
コミュニ ティバス	吉田・三間・津島地区	○	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	○